

#### 【道路交通法の一部改正の普通自転車適用について】

第 63 条の 3（自転車道の通行区分）より抜粋

【現行】車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する 2 輪又は 3 輪の自転車で、他の車両を牽引していないもの（以下の節において「普通自転車」という。）・・・略。

【改正後】車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないもの（以下の節において「普通自転車」という。）・・・略。

\* «内閣府令で定める基準»

車体の大きさは、全長 190cm、全幅 60cm を超えないこと。車体の構造は、側車を付していない、運転者以外の乗車装置（幼児用座席を除く）を備えていないこと。制動装置が走行中に操作できる位置にあること。歩行者に危害を及ぼす恐れがある鋭利な突起部がないこと。

このように、これまでは普通自転車としての基準を車輪の数で区別されていましたが、改正後は内閣府令で定める基準に適合する自転車とされました。その基準に適合する「けんきゃくん」は、改正後は、普通自転車となります。

#### 【普通自転車が歩道を通行できる条件】

第 63 条の 4（普通自転車の歩道通行）より要約

次のような場合は歩道を自転車が通行することができます。

- 1.道路標識等により通行することができるとされている場合。
- 2.自転車の運転者が高齢者（70 歳以上）や児童、幼児等（13 歳未満）の場合
- 3.車道又は交通の状況からみてやむを得ないと認められる場合

ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するために歩道を通行してはならないと指示したときは通行することはできません。

このように「けんきゃくん」は普通自転車になることで、条件を満たせば安心して歩道を通行がすることができます。

## 【標識と通行方法について】

### ◆標識

#### ▼自転車専用の標識（道路交通法の一部改正後）

「けんきゃくん」は普通自転車になることから  
標識のある自転車専用の道路は通行ができます。



#### ▼普通自転車歩道通行可の指定（道路交通法の一部改正後）

普通自転車と歩行者の通行が認められていることから  
「けんきゃくん」は通行ができます。



#### ▼普通自転車専用通行帯（道路交通法の一部改正後）

「けんきゃくん」は指定された専用通行帯を  
通行することができます。



#### ▼歩行者信号に「歩行者・自転車専用」の標識が付いた信号（道路交通法の一部改正後）

「歩行者・自転車専用」の標識が付いている場合は  
歩行者信号に従います。

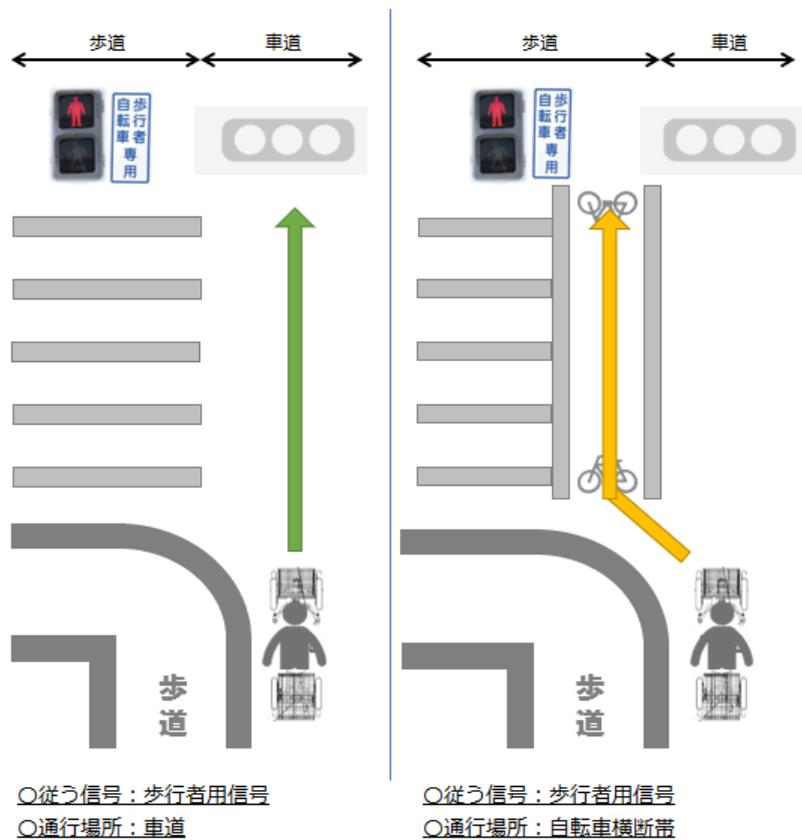


▼『自転車横断帯』と『自転車歩行者専用標識』の有無による通行方法

(道路交通法の一部改正後)

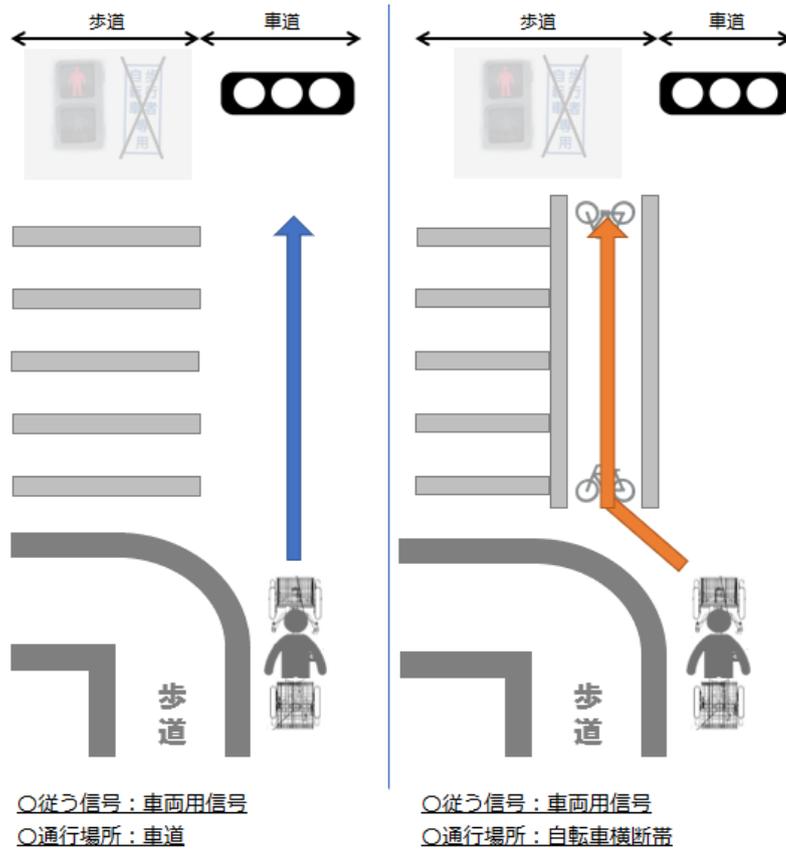
① 自転車歩行者専用標識のある場合

- ・左図のように自転車横断帯がない場合は、歩行者用信号に従い、横断歩道の横の車道側を通行します。
- ・右図のように自転車横断帯がある場合は、歩行者用信号に従い、自転車横断帯を通行します。



② 自転車歩行者用標識がない場合

- ・左図のように自転車横断帯がない場合は、車両用信号に従い、横断歩道の横の車道側を通行します。
- ・右図のように自転車横断帯がある場合は、車両用信号に従い、自転車横断帯を通行します。



③ 車両を押して歩く場合

- ・左図のように自転車横断帯がない場合は、歩行者用信号に従い、横断歩道を通行します。
- ・右図のように自転車横断帯がある場合も、歩行者用信号に従い、横断歩道を通行します。

